

都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、防災機能をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしている。また、農業者は大消費地東京という環境を活かしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や税制等による農地継承の難しさといった自ら解決できない課題を抱えており、農地の減少に歯止めをかけることができない状況にある。

一方、2022年に申出基準日を迎えた生産緑地のうち、9割以上が特定生産緑地に指定され、今後は施行から6年目を迎えた都市農地貸借円滑化法による貸借を一層活用し、担い手の育成・確保とともに、農地の利活用促進により都市農地を保全していくことが重要となっている。

さらに、令和8年には、都市農業振興基本法の成立から10年が経過することから、これまでの都市農業振興施策の成果や課題の検証を開始し、都市農業振興基本計画の見直しにつなげていくことが必要である。

よって、政府・国会におかれては、下記事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業振興基本法の理念にもとづく振興施策の実施

都市農業振興基本法において示された都市農業の振興施策については、農林水産省や国土交通省をはじめ、関係各省庁が連携してその具体化に着実に取り組むこととともに、同法に定められているとおり、都市農業振興施策を実施するために必要な法制上、財政上、税制上等の措置を講じること。

さらに、これまでの都市農業振興施策の成果や課題の検証を開始し、都市農業振興基本計画の見直しを行うこと。

2. 納税猶予制度等都市農地を守り継承する制度・税制の整備

(1) 相続税制等の抜本的な改正および相続財産の適正評価

相続税の課税強化により、都市農地の減少に歯止めがかからない状況にあることから、相続税制等の抜本的な改正を行うこと。

さらに、農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形等を勘案し適正な評価を行うこと。

(2) 生産緑地法に規定された農業用施設に対する相続税納税猶予制度の適用

生産緑地法に規定された農業用施設については相続税納税猶予制度の適用対象とすること。

(3) 相続税における小規模宅地等の特例の拡充

相続税における小規模宅地等の特例について、面積要件を大幅に拡大するとともに、要件を緩和すること。

(4) 防災に資する敷地に対する税制度の創設

国土強靱化や防災に資するため、防災協定等を締結している敷地を相続し、引き続きその機能を維持する場合には、相続税評価額を8割減とする制度を創設すること。

(5) 相続による農地の減少や細分化を防ぐ税制の確立

農業を継承する相続人以外の相続人の遺留分侵害額請求権が、農地の減少や細分化の一因となっていることから、農地の減少等を引き起こさない税制を確立すること。

(6) 相続税納税猶予制度適用農地の公共収用に係る代替農地の先行取得と譲渡所得税の控除

相続税納税猶予制度適用農地が収用の対象になったときは、代替農地の先行取得を認め、収用に関わる譲渡所得税について先行取得した土地の代金を控除すること。

(7) 収用等による譲渡の際の利子税軽減措置の恒常化

収用交換等による譲渡の際の利子税免除について、期限を設けず恒常化すること。

(8) 畜舎等を対象とする相続税納税猶予制度の創設

相続等により都市の畜産経営の廃業に歯止めがかからない現状を受けて、畜舎用地等を対象とする相続税の納税猶予制度を創設すること。

(9) 相続税納税猶予制度の相続人要件の拡大

法定相続人以外であっても遺贈によって農地を受け継ぎ営農を継承する者が納税猶予を受けられるよう、相続税納税猶予制度の対象を拡大する改正を行うこと。

(10) 物納を認める制度改善および管理手法の検討

相続税の納付については相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

また、物納されるなどして国が管理している土地については除草等の管理を徹底するとともに、未利用の土地は地域と連携して農業者への貸付や公的利用など有効活用を積極的に進めるよう、関係省庁の連携・協議を行うこと。

(11) 生産緑地を農地として農業者が購入した場合の税制の特例

買取り申出がされた生産緑地を農業者が農地として所有権を取得する時には、売り渡した側の譲渡所得について5千万円の特別控除を設けること。
また、購入した農家が負担する登録免許税ならびに不動産取得税を免税とすること。

3. 生産緑地・特定生産緑地の保全対策の強化

(1) 生産緑地での農地中間管理事業の実施

都市地域でも規模拡大や農地の有効活用が実現できるよう農地中間管理事業の対象地域を生産緑地にまで拡大すること。

(2) 生産緑地の買取りに対する国の財政支援

買取申し出がされた生産緑地を自治体がい取りの実績が皆無に等しいことから、自治体の買取が実現するよう国が必要な予算を確保すること。

(3) 営農環境の悪化に対応した生産緑地指定の変更

都市地域の生産緑地では、周囲の宅地化が進展することなどにより営農環境が悪化する農地がある。営農意欲を持つ農家が希望した場合には自ら所有する農地や代替農地に生産緑地指定の変更ができるよう措置すること。

(4) 特定生産緑地制度の指定期限に関する改正

特定生産緑地の指定申請期限に間に合わなかったケースなど斟酌すべき事情が生じた場合には、都市計画決定権者が30年経過後にも指定ができるよう生産緑地法を改正すること。

(5) 都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援強化

都内区市以外の町村が生産緑地制度を導入する際の支援を強化すること。

4. 都市農業の担い手の確保・支援

(1) 親元就農者への対策の強化

都市農家の経営が継承されなければ都市農業を継続することはできない。よって、都市農業振興施策の中心に親元就農者の確保・育成を置き、さらに経営確立対策を抜本的に強化すること。

(2) 新たな担い手に対する施策の改善

経営開始資金は、地域計画への位置づけ等を前提としているが、市街化区域では実情を踏まえた例外規定を設けること。

5. 用途地域内の建築制限の改善

用途地域内においては、農業用施設の設置が困難なケースがあることから、用途地域内の建築物の制限に例外を設け、農業用施設の設置を可能とすること。

6. 都市農地の保全と農業振興に欠かせない農業委員会の組織強化

都市農業振興基本法および都市緑地法において都市の中に農地が存在する積極的な意義が明確に位置づけられており、都市農地の保全は良好な都市環境の維持に欠かせない国民的な課題である。

また、同時に都市農業者が農地の保全と活用に前向きに取り組むための農業振興の取組も一層重要になっている。

こうしたなかで農業委員会系統組織が果たすべき役割は非常に重要であることから、その活動を担保するための予算の拡充と組織の強化をはかること。

令和6年2月15日

第65回東京都農業委員会・農業者大会